

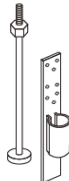
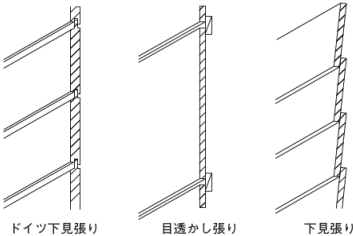
【お詫びと訂正】

正誤表

この度はインテリアコーディネーターハンドブック統合版をご購入いただきありがとうございました。  
掲載内容につきまして、一部誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

正誤表 <下巻>の訂正(2020年4月6日時点)

◇適用ハンドブック：初版(2013(H25).11.20発行)～第8刷(2019(H31).4.10発行)

章	頁	行・図表番号	誤	正
6	2	右上から3行目	その後、寝殿造りから書院造りへ	その後、寝殿造から書院造へ
6	7	図表6-11		「ホールダウン金物」と記入。  ホールダウン金物
6	18	図6-42	(c)水平型フィンガジョイント	(c)水平型フィンガージョイント
6	18	図6-42	(d)垂直型フィンガジョイント	(d)垂直型フィンガージョイント
6	29	図表6-64 花崗岩	耐摩耗性が大。	耐摩耗性が大。
6	32	図表6-69 C	耐摩耗性	耐摩耗性
6	37	左上から12行目	設備機器が取り付くことが多いので、	設備機器を取り付けることが多いので、
6	41	左上から13行目	寝殿造り	寝殿造
6	41	左上から18行目	書院造り	書院造
6	41	左上から19行目	数寄屋造り	数寄屋造
6	42	左上から6行目	書院造り	書院造
6	44	右上から2行目	寝殿造り	寝殿造
6	44	右上から3行目	書院造り	書院造
6	47	右下から5行目	スムーズ	スムーズ
6	55	図表6-110	軟質ウレタンフォーム保温板	硬質ウレタンフォーム保温板
6	60	右上から16行目	書院造りで使われ	書院造で使われ
6	61	右上から1行目	寝殿造り	寝殿造
6	77	右上から2行目	寝殿造り	寝殿造
6	86	図表6-145		図の差し替え 
6	89	右下から14行目	⑧ 合成樹脂エマルジョンペイント1種(AEP) 一般にアクリル系エマルジョンペイントと呼ばれるもので、低温でも造膜性が良い。可塑剤がなくても被膜形成が良く、色付けも容易である。耐候性、耐摩耗性、保色性に優れているため、水滴を生じるような場所(浴室、キッチンなど)に適している。	⑧ 合成樹脂エマルジョンペイント JIS K5663 1種(EP-1) 水性エマルジョンペイントの一種で、低温でも造膜性がよく、可塑剤がなくても被膜形成に優れ色付けも容易である。耐水性、耐摩耗性、保色性にも優れているため浴室やキッチンの壁や天井仕上げに適している。 なお、略記号としてはEPになるが、図面上などではAEPと表記されることもある。
6	89	右下から7行目	⑨ 合成樹脂エマルジョンペイント2種(EP) 一般に水性エマルジョンペイントと呼ばれるもので、壁や天井の塗料として広く使われている。安価で、多くのタイプがある。耐水・耐アルカリ性はやや劣る。 水性エマルジョン塗料は有機溶剤を含まないので、安全かつ無公害である。また、ほぼ無臭なので、インテリア用として壁や天井に最も多く使われている。	⑨ 合成樹脂エマルジョンペイント JIS K5663 2種(EP-2) 水性エマルジョンペイントの一種で上記の1種に準ずるものである。1種より安価で多くのタイプがあるが、耐水性・耐アルカリ性はやや劣る。
6	92	右上から9行目 右下から11行目	合成エマルジョンペイント2種(EP)	合成樹脂エマルジョンペイント
6	92	右下から5行目	合成樹脂エマルジョンペイント1種(AEP)	合成樹脂エマルジョンペイント
6	93	右上から10行目 右上から11行目	合成エマルジョンペイント2種(EP) 合成樹脂エマルジョンペイント1種(AEP)	合成樹脂エマルジョンペイント2種 合成樹脂エマルジョンペイント1種
7	96	右下から14行目	風向発生頻度を円グラフの中心からの距離で表したもの	風向発生頻度を8方位もしくは16方位に分けて表したもの
7	121	図表7-51内	低温域共鳴透過	低音域共鳴透過
7	130	左上から5行目	建物の日照時間は、	建物の日照時間は、

◇適用ハンドブック：初版(2013(H25).11.20発行)～第8刷(2019(H31).4.10発行)

章	頁	行・図表番号	誤	正
7	197	右下から2行目	金銀(メッキ)製品等を痛める	金銀(メッキ)製品等を傷める
8	215	右上から2行目	建物の鉛直方向の断面を表す図面、	建物の鉛直方向の断面を表す図面に、
9	247	右下から2行目	令第1条の2	令第1条二号
9	254	右上から16行目	構造体力	構造耐力
9	255	右上から2行目	性能評価書とは	性能評価書には
9	260	左上から17行目	小売業者(古物商を含む)には排出者(消費者)から引き取った廃家電製品をメーカーに引き渡す義務が、そして排出者には再商品化など(「再商品化」と「熱回収」)の料金を負担するという義務がそれぞれ課され、三者負担によりリサイクルを行う形をとっている。	小売業者(古物商を含む)には排出者(消費者)から引き取る義務と廃家電製品をメーカーに引き渡す義務が、そして排出者には再商品化など(「再商品化」と「熱回収」)の料金を負担するという役割分担により循環型社会を形成していくこととなっている。
索引	273	左下から2行目	図表6-145 全国タイル工業協会編「タイル手帳」全国タイル工業協会	削除